

01 刑事事件解決事例

CASE
01

弁済供託により勾留されずに釈放が認められた事例

刑事事件

事案の概要

男性 自営業者

相談者は、とある施設に備え付けられていた備品を損傷したということで、器物損壊罪で逮捕されてしまいました。逮捕当日に、相談者より警察署を通して連絡を受け、担当弁護士が事件を担当することになりました。

解決結果

担当弁護士は相談者が留置されている警察署に直ちに赴きました。

相談者としては、事実を認めていたことから、担当弁護士としては、被害店舗に対する被害弁償交渉を優先して行う方針としました。

担当弁護士は、直ちに被害店舗に赴きましたが、被害店舗の処罰感情が強く、被害弁償金相当額を受け取ってもらうことが出来ませんでした。

そのため、被害弁償金相当額については、**法務局に供託する**手続きをとり、実質的な被害弁償を行ったという実績を作りました。

逮捕翌朝、担当検事に直接面会を求め、今後の勾留の必要性や勾留の理由が乏しいことを担当検事に伝え、相談者を勾留しないことを求める書面を提出の上、説得しました。

結果的に、**相談者は、勾留請求されることなく逮捕から3日目に釈放されることになりました。**

担当弁護士からひとこと

被害店舗の処罰感情が強く、被害店舗に担当弁護士が謝罪に伺ったものの、被害弁償金を受け取ってもらえないという事案でした。

窃盗や器物損壊といった財産犯（財産的利益を侵害した事件）においては、刑事処罰を軽くしてもらうためには被害弁償が何より重要です。

担当弁護士は、**弁済の供託（民法494条）**という手法を講じて、被害弁償の事実を作ることができたことが功を奏した事案でした。

逮捕翌日に釈放が認められた事例

刑事事件

事案の概要

男性 会社員

相談者は、18歳未満の児童に対して、現金を交付して、性行為を行ったとして児童売春法違反の罪で逮捕されてしまいました。逮捕当日に、心配した親族からの相談によって担当弁護士が事件を担当することになりました。

解決結果

担当弁護士は相談者が留置されている警察署に直ちに赴きました。

相談者としては、事実を認めているものの、勤めている職場のこともあるのでとにかく1日でも早く釈放してもらいたいという強い希望がありました。

担当弁護士は、逮捕当日に身元引受人となる親族から身元引受書に署名をもらいました。

そのうえで逮捕翌朝、担当検事に直接面会を求め、今後の勾留の必要性や勾留の理由が乏しいことを担当検事に伝え、相談者を勾留しないよう説得しました。

結果的に、**担当検事と面会した当日中に、相談者は釈放される**こととなりました。相談者は結果的に職場を解雇されることなく、職場復帰を果たすことができました。

担当弁護士からひとこと

逮捕されてしまった場合、通常は逮捕に引き続いて、10日間の勾留をなされてしまうことが一般的です（勾留の必要があると判断されるケースではさらに10日間の勾留延長が刑事訴訟法で認められています）。担当弁護士は、相談者が反省していることやこれまで前科もなかったこと、仕事の都合上、10日間も仕事を休むこととなった場合には、仕事にはもう復帰できないことを説得的に説明し、勾留の請求を行わないで欲しいと伝えたことが功を奏しました。